

住宅リフォーム助成事業の実施について

経済部商工労働課

居住環境の向上と地域経済の活性化策の一環として、平成30年度も引き続き住宅リフォーム助成事業を行います。市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

住宅リフォーム助成事業の概要は、下記のとおりです。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 予算額 | 1億5,000万円(1,000件×15万円分) |
| 2 補助率・補助限度額 | 対象工事費の30%・補助限度額15万円 |
| 3 最低工事費 | 10万円(消費税を除く) |
| 4 申請受付期間 | 6月10日(日)から7月6日(金)まで ※6月10日以外は平日のみ |
| 5 申請者向け事前相談会 | 5月14日(月)から6月8日(金)までの平日 |
| 6 主な注意点 | (1)過去2年度(平成28年度及び29年度)に本事業を利用した方は、今年度の利用はできません。 (2)他の補助事業との併用が可能ですが、工事が重複する箇所は、本事業の対象外経費として扱います。 |

※事業の詳細は、別紙パンフレット「住宅リフォーム助成事業のご案内」をご覧ください。